

京 都 大 学 大 学 院 経 済 学 研 究 科 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>第1 専攻 第1条 本研究科の専攻は、次に掲げるとおりとする。 経済学専攻</p> <p>第2 入学 第2条 入学手続及び入学者選抜方法は、経済学研究科会議（以下「研究科会議」という。）で定める。 2 京都大学通則（以下「通則」という。）第36条の2第1項ただし書の規定による入学に関する事項は、研究科会議で定める。 （中 略）</p> <p>第3 転学、<u>転科及び転専攻</u> 第4条 通則第40条第1項の規定により本研究科に転学又は転科を志望する者には、研究科会議の議を経て、許可することがある。 <u>2 本研究科学生で転専攻を志望する者には、研究科会議の議を経て、許可することがある。</u> （後 略）</p>	<p>第1 専攻 第1条 （同 左）</p> <p>経済学専攻 <u>京都大学国際連携グローバル経済・地域創造専攻</u></p> <p>第2 入学 第2条 （同 左）</p> <p>2 京都大学通則（以下「通則」という。）第36条の2第1項ただし書及び<u>第2項</u>の規定による入学に関する事項は、研究科会議で定める。</p> <p>第3 <u>転学及び転科</u> 第4条 （同 左）</p> <p>附 則 この規程は、令和3年9月15日から施行する。</p>